



# 静岡県 暴力団排除条例改正



2019.8.1  
施行



**罰則**  
1年以下の懲役  
又は50万円以下  
の罰金

## 罰則規定

○暴力団の排除を特に必要とする繁華街を「暴力団排除特別強化地域」に指定(裏面参照)  
その地域内で

○風俗店、飲食店、風俗案内所等を営む  
「特定営業者」(裏面参照)が

- ・暴力団員から用心棒の役務の提供を受けること
- ・暴力団員等に用心棒料やみかじめ料を支払うこと

○暴力団員等が

- ・特定営業者に用心棒の役務を提供すること
- ・特定営業者から用心棒料やみかじめ料を受け取る  
こと

に対して罰則規定を設けるものです。

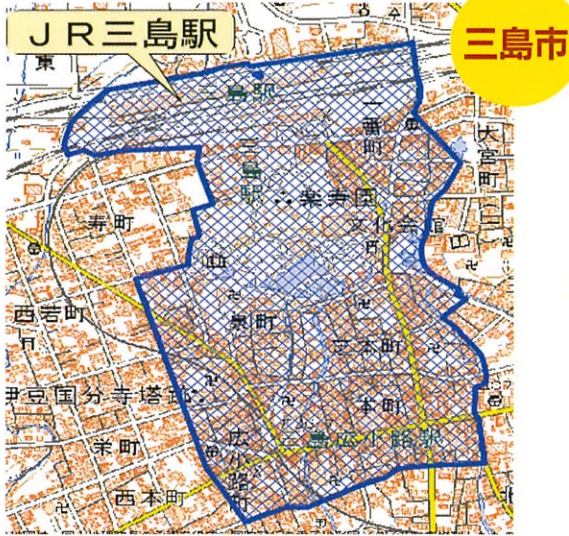
特定営業者が自ら違反事実を申し出た場合には刑が減輕又は免除される自首減免規定があります。

1 用心棒料 営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として暴力団員が要求する金品等をいいます。  
2 みかじめ料 営業に係る業務を行うことを容認することの対償として暴力団員が要求する金品等をいいます。

# 暴力団排除特別強化地域

# 特定営業者

暴力団排除特別強化地域内で下記営業を営む方を「特定営業者」といいます。



三島市

三島市泉町、一番町、本町、芝本町、広小路町

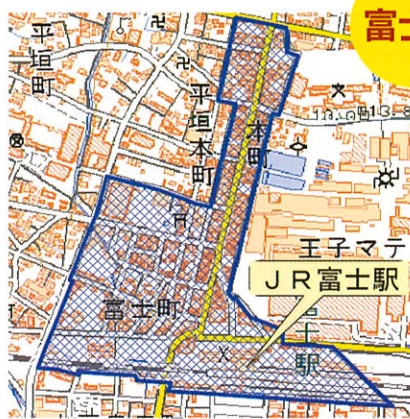
種別	風営適正化法等 案項号	営業形態	種別	風営適正化法等 案項号	営業形態					
接待飲食等営業	2 1 1	社交飲食店	無店舗型風俗 特殊営業	2 7 1	デリバリーヘルス					
		料理店			2 7 2	アダルトビデオ通信販売				
	2 1 2	低照度飲食店	映像送信型風俗 特殊営業	2 8 -	インターネットアダルトサイト					
遊技業営業	2 1 3	区画席飲食店	店舗型電話 異性紹介営業	2 9 -	テレホンクラブ					
					麻雀店	2 10 -	ツーショットダイヤル			
	2 1 4	パチンコ店	特定遊興飲食店営業	2 11 -	クラブ等					
店舗型風俗 特殊営業	2 1 5	ゲームセンター	接客業務受託営業	2 13 -	コンパニオン派遣業					
					2 6 1	ソーブランド	食品衛生法の許可を 得て営む飲食店営業	2 13 4	料理店、旅館、居酒屋、 レストラン、寿司屋、 そば屋等	
					2 6 2	ファッションヘルス				
					2 6 3	ストリップ劇場・ロードスタジオ 個室ビデオのぞき部屋				風俗情報が記載された書籍、 雑誌その他の刊行物を発行し、 公衆の閲覧に供する営業（暴力団排除特別強化地域内で営む特定営業に係る 情報に限る）
					2 6 4	ラブホテル				
					2 6 5	アダルトショップ等				
2 6 6	出会系喫茶	風俗案内所において 風俗案内を行う営業	無料案内所等							

沼津市



沼津市上土町、大手町1丁目、大手町2丁目、大手町3丁目、大手町4丁目、大手町5丁目、添地町、高島町、町方町

富士市

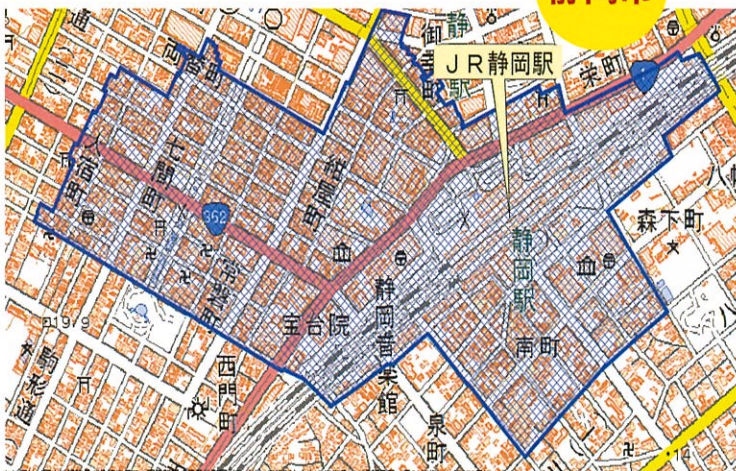


富士市富士町、本町



富士市吉原2～4丁目

静岡市



静岡市葵区黒金町、紺屋町、呉服町2丁目、七間町、昭和町、駿河町、常盤町1丁目、常盤町2丁目、人宿町1丁目、御幸町、人宿町2丁目、両替町2丁目、駿河区南町

浜松市



浜松市中区旭町、板屋町、鍛冶町、肴町、神明町、砂山町、田町、千歳町、伝馬町、平田町、旅籠町、連尺町

**静岡県警察**  
SHIZUOKA PREF. POLICE

<http://www.police.pref.shizuoka.jp/>

詳しくは

お問い合わせは、静岡県警察本部へご連絡ください。  
(月～金 午前8時30分から午後5時15分まで、祭日を除く)  
刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課暴力排除係  
(☎054-271-0110)